

若年性認知症相談窓口の開設について

若年性認知症とは、65歳未満で発症する認知症をいい、医学的には高齢者の認知症との差異はないが、平均の発症年齢が57.7歳※と現役世代での発症となるため、就労や子育てなど様々な活動に影響を及ぼすものとされている。（※2019年3月東京都健康長寿医療センター「若年性認知症の生活実態に関する調査報告書」より）

現在、若年性認知症やその疑いのある方（以下「若年性認知症者」という。）の相談は、地域の相談機関であるすこやか福祉センターや地域包括支援センターで対応しているが、症例数が少ないため支援方法など事例の蓄積が難しい上、必要とされる支援制度が多岐に渡るため総合的な支援が届きにくいという課題がある。

平成29年度に中野区で実施した「若年性認知症生活実態調査」でも医療や介護、社会保障制度などの情報を十分に得られず、療養の見通しが立たないなどの問題が明らかになった。

こうした現状を踏まえ、若年性認知症者への支援を強化するために専門の相談窓口を設置する。

1 事業の目的

若年性認知症者及びその家族等に対し、若年性認知症に対応した医療機関、障害福祉サービス、介護サービス、社会保障制度等について紹介、調整等を行うことにより、病気の進行に合わせた適切なサービスを受けられるよう支援を行うことを目的とする。

2 事業内容

- (1) 若年性認知症に対応した医療機関、障害福祉サービス、介護サービス、社会保障制度等の紹介及び利用支援
- (2) 若年性認知症者等が抱える問題の解決に向けた関係機関との連携及び調整
- (3) 医療機関、障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所等への若年性認知症者対応に関する助言及び支援
- (4) 若年性認知症に関する各種情報の集約、広報
- (5) 若年性認知症者支援に係るネットワークの構築
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

3 従事職員

本事業は、地域包括ケア推進課職員（保健師等）が従事する。

4 事業開始日

令和2年11月2日（月）

5 窓口設置場所・問い合わせ先

中野区地域包括ケア推進課・中野区在宅療養相談窓口 併設（中野区役所6階4番窓口）

電話番号：03-3228-5785

6 今後の予定

令和2年10月 医師会・歯科医師会・薬剤師会等へリーフレット配布

関係機関（民生児童委員、町会・自治会、近隣区の医療機関等）への
周知

ホームページ掲載

令和2年11月 区報掲載（11月5日号）